# 戦後沖縄における法体系の整備

# 登記簿・戸籍簿を含めて ――

#### 久 貝 良 順

講義(Ⅱ)」においてなされた久貝良順氏(元琉球政府法務局 され、久貝氏の講義はその第二回目(五月一七日)になされた。 接にかかわった実務家を中心とする講師陣によって、隔週開講 長・現弁護士)の講義の録音テープをおこしたものです。 ーマとし、沖縄の日本復帰前、沖縄の「法と政治」に直接・間 なお、沖縄大学地域研究所に「戦後沖縄の法」研究班が設置 右特殊講義は、「米軍統治下の沖縄における法と政治」をテ 本稿は、沖縄大学法学科における一九八七年度「基礎法特殊

法のからみ合いを探ることを目的としている。本講義録の反訳 は、同班の活動の一環である。 同研究班は、米軍統治法、本土法、立法院府立法、および慣習

戦後沖縄における法体系の整備

されている。

久貝氏略歴

務局民事課長などを経て、一九五九年法務局長。一九六八年退 九一二年、宮古下地町生。中央大学法学部卒。琉球政府法

任。一九六九年弁護士開業

なお関連資料として、研究会(我妻栄他・ゲスト久貝良順)

スト四五七・四五八・四五九号 一九七〇年)がある。

「沖縄の法制・戸籍・土地問題(上)(中)(下)」(ジュリ

(編集委員)

本講義録の掲載を許された法学会に感謝いたします。

(地域研究所「戦後冲縄の法」班)

#### 12 13

えられましたことを心から喜んでおります。基礎法特別講義を設けられまして、その講義の講師の一人に加私は、弁護士の久貝良順でございます。このたび沖縄大学が

先ほど私の経歴紹介にもございましたように、私は一九五〇

まで十八年余にわたって琉球政府で、もっぱら法務局だけに勤 当時の法務局の所管は、琉球政府行政組織法というのがござい 当時の法務局の所管は、琉球政府行政組織法というのがござい 本の法務省の所管の全部と、それから内閣法制局所管の法令案 本の法務省の所管の全部と、それから内閣法制局所管の法令案 本の法務省の所管の全部と、それから大関法制局所管の法令案 本の法務省の所管の全部と、それから大関法制局所管の法令案 本の法務省の所管の全部と、それから土地の調査など日本で はいまして、そこでの仕事でした。それから土地の調査など日本で まして、そこでの仕事でした。それから土地の調査など日本で まして、そこでの仕事でした。それから土地の調査など日本で まして、そこでの仕事でした。それから土地の調査など日本で

める場合にそれを審議することでございます。それから戸籍には国土地理院の仕事でございますが、それらも琉球政府では法は国土地理院の仕事でございますが、それらも琉球政府では法法令案の審議というのはどういうことかと言いますと、法律法令案の審議というのはどういうことかと言いますと、法律法令案の審議というのはどういうことかと言いますと、法律法令案の審議というのがありますが、当時は調達庁というのがござい施設庁というのがありますが、当時は調達庁というのがござい

関心を持つべきであると思うものであります。

関小を持つべきであると思うものであります。。

関小を持つべきであると思うものであります。。

関小を持つべきであると思うものであります。。

それぞれ生まれが違いますとそれに伴って格が違うわけなんでそれぞれ生まれが違いますとそれに伴って格が違うわけなんではいかります。具体的に出来上がって法律になり、それから公布され、施行されたように法令案を立案する、作る段階から、そして法律案が最法令全体を統一的に整備していくということでございます。後法令全体を統一的に整備していくということでございます。後法令全体を統一的に整備していくということでございます。後法令全体を統一的に整備していくというとでございます。没体があります。具体的に申しますと、先ほども申しまし系の整備とはどういうことかと申しますと、先ほども申しまし系の整備とはどういうことかと申しますと、

して話をしていきます。 ざいます。本日の講演におきましてはそういうところを基点に 十分に統一されたものであるように作っていくということでご す。そういうふうに段階制になっておりますので、その段階制 のそれぞれの分野を守りながら法令全体としては基本法として

の整備ということになるかと考えております。 ことも大事でございます。これらのことに留意することが法令 に、法令自身の内容も住民の権利保護にふさわしいものにする 法令は段階制を守って統一されたものとして作られると同時

をしていきたいと考えている次第でございます。 ち琉球政府時代の法体系の整備といういうことについてお話し 令はどのようにして作られ、法体系が整備されたかと、すなわ 時代を中心にいたしまして、本日はその琉球列島内における法 私は、米国が琉球列島に施政権をもっておりました琉球政府

#### 第一 法体系の整備

## 琉球列島における立法機関

琉球列島米国民政府高等弁務官

琉球列島における立法機関ということでございます。ここに 「琉球」という言葉を使いましたが、これは琉球政府時代、われ それでは、法体系の整備ということに移ります。その一つで、

戦後沖縄における法体系の整備

政府というようなはっきりした名称がございますし、琉球政府 ます。しかしながら、われわれ法制に携わる者としては、琉球 琉球と言ったり、いろんなものがこんがらがって使われており われが非常に悩んだ言葉の一つでございます。沖縄と言ったり、 う言葉を使います。日本の法律・雑誌・新聞・法律誌その他の 葉が使われております。そういうことで、正式な名称は琉球と 称は琉球でございました。それから、琉球列島米国民政府、ア の設立というような布告もございます。そのように、正式な名 名称に従い、琉球列島における立法機関という話をいたします。 政府としか言えない。それから沖縄列島米国民政府とも言えな 琉球という言葉を使っていきます。例えば沖縄という言葉を使 な形になっていますけれども、本日の話では、私のほうは主に 面においても沖縄という言葉がどっちかというと定着したよう る以上は、当時の正式な名称を使わざるをえないので琉球とい いうことになっておりましたので、私のほうも法体系の話をす メリカ政府は琉球列島米国民政府というふうに、琉球という言 い。琉球列島米国民政府と言わざるをえない。正式に法令上の いたいといったからって、沖縄政府とは言えませんから、琉球

ておりました。この行政・立法及び司法の三権は、大統領の指 住民に対して、行政・立法及び司法上のすべての権限を行使し 対日平和条約第三条によって米合衆国は琉球列島の領域及び

いずれにしてもまず立法機関であったというふうに言われております。ここでいう国務省の職員、いわゆる高等弁務官でございます。ですから琉球列島における米国の立法機関は高等弁務官がであると共に行政・司法上の機関であったわけでありますが、なお、後にも話が出てきますが、高等弁務官は立法機関であると共に行政・司法上の機関であったというふうに考えてよかろうかと思うのであります。なお、後にも話が出てきますが、高等弁務官は立法機関であると共に行政・司法上の機関であったというふうに言われております。なお、後にも話が出てきますが、高等弁務官は立法機関であったというふうに言われております。なお、後にも話が出てきますが、高等弁務官は立法機関であったというふうに言われております。

今申し上げた規定で、高等弁務官は立法機関であったが、も今申し上げた規定で、高等弁務官は立法機関であったが、も今申し上げた規定で、高等弁務官は立法機関であったが、も今申し上げた規定で、高等弁務官は立法機関であったが、も

### □ 琉球政府立法院

いまして、立法院議員選挙法に基づいて、直接選挙によって選とになっていました。琉球政府立法院は一院制の立法府でござ次に、琉球政府の立法権は琉球政府立法院に属するというこ

七節)にうたわれております。これが琉球政府立法院の立法機項について立法権を行使する」ということが大統領行政命令(第琉球政府立法院の方は、「対内的に適用されるすべての法律事ばれた三二名の任期三年の議員によって構成をされてました。

## 三 大日本帝国議会(旧日本法規)

関たるゆえんでございます。

くぞという宣言といいますか、布告をいたしました。のニミッツ布告によりますと、当時の日本の現行法は、その施をし、占領した時、ニミッツ布告というのが出されました、そをし、占領した時、ニミッツ布告というのが出されました、それから、大日本帝国議会であります。どうしてこれがあげ

現をしておりましたが、そういう大日本帝国議会というようなの現行法規でありますが、それは大日本帝国憲法以下もろもろの現行法規でありますが、それは大日本帝国憲法以下もろもろの法律でございました。そして、その大日本帝国憲法及び日本のもろもろの法律というものは、大日本帝国憲法以下もろもろのはでいましたから、その頃は日本は「大」をみんな付けていましたから、その頃は日本は「大」をみんな付けていましたがら、そういう大日本帝国憲法以下もろもろの現行法規ということは何であったかというと、日本の共行法規でありますが、

以上のとおり琉球列島における立法機関はこの三つが考えられの立法の機関だということをここに明記した次第でございます。ものが制定した法律でございますので、大日本帝国議会が日本

二、琉球列島の立法の諸形式

## ① 米国(琉球列島米国民政府)法令

明らかにしようというものでございます。 地名の主法の諸形式ということに移ります。法体系 の多数の形式の法令を矛盾のない統一されたものということを でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 を最高として、その下における高等弁務官の布告・布令・指 を最高として、その下における高等弁務官の布告・布令・指 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備は、大統領行政命令 でもいいわけです。すなわち法体系の整備ということを の多数の形式の法令を矛盾のない記したが、琉球列島において の多数の形式の法令を矛盾のない統一されたものということを の多数の形式の法令を矛盾のない統一されたものということを ののをがにしようというものでございます。

政府布令、琉球列島米国民政府布令、高等弁務官布令、米国軍番大事なもので高等弁務官布告でございます。それから米国軍令官指令、米軍海軍軍政府布告、琉球列島米国民政府布告、一うにたくさんあります。まず、米国大統領行政命令、極東軍司

戦後沖縄における法体系の整備

琉球列島における立法の諸形式は、ここに掲げてありますよ

を悩ましたしだいでございます。
を悩ましたしだいでございます。こんなたくさんの布告・布令の種類にして上下関係ではっきり区別をつけて、横の連絡をつけながにじて上下関係ではっきり区別をつけて、横の連絡をつけながにさいまして、われわれ行政に携わる者は、この関連をいかがございまして、われわれ行政に携わる者は、この関連をいかがございます。

ということを申し上げます。でございますが、時間上、主なるものについてどういうものかだが、それはどういうものかということを説明いたしたいわけでは、これらの全部について、こういう布令が十一もあるん

なお、大統領行政命令の第三次改正において、琉球政府行政

定に基づくことでありあます。そのように大統領行政命令とい 屋良朝苗氏が当選されました。これも大統領行政命令の改正規 では一九六八年(昭和四三年)十一月十日主席の公選が行なわれ 公選をするということが掲げられて、それに基づいて琉球政府 主席は琉球住民が直接に選挙をすること、いわゆる公選ですね、

うのは、根本的な、基本的なものを規定しています。

この極東軍司令部指令というのも大統領行政命令が公布される を規定した非常に大事なものでございます。 前には、琉球の行政についての、政治についての基本的なもの の行政府を、琉球列島は米国民政府と呼称する。」ということで、 び社会的福祉の増進を図るにある。」「この地域に対する米国 政府の方針は、軍事的必要の許す範囲において住民の経済的及 の行政の責任を負っている。琉球列島の行政運営に対する米国 次に、極東軍司令部指令というのは、「米国政府は琉球列島

続き効力を有する、ということを規定した有名なものでござい 告というもので、日本の当時の現行法規は、琉球において引き れの筆頭は、一九四五年四月一日に公布されましたニミッツ布 それから、米国海軍軍政府布告というのがございますが、こ

を先ほど言いましたが、これは極東軍司令部の指令の中に表わ それから、ここに琉球列島米国民政府の設立という規定の話

れておりますので、これは省略いたします。

ので、それについて若干説明をしておきたいと思います。 しませんが、布告・布令・指令という名称が出てきております 個々の布告・布令等についていちいち説明することは時間が許 米国民政府布告・布令・指令というものが出てきておりますが 米国が制定した布告・布令・指令というものはどういうよう 以上のようにして、大統領行政命令以下たくさんの琉球列島

副長官が署名公布し、占領政策の最も重要なものに関し発布す 「布告」というものがあります。「布告」は、琉球列島米国民政府 なものであるかということを示した米国民政府の「法令の解釈 るということであります。 について」(一九五一・六・十)というものがあります。まず、

そして刑罰規定はそれは立法事項であるということをいってい ますように、刑罰の規定は布令で必ずやることになっています。 名公布します。布令も民政副長官が署名します。ここにもあり それからちょっと言いもらしましたが、布告も民政副長官が署 の制定等ということで、これは民政府副長官が署名公布します。 行政権の創設、賦与、それから刑罰規定の制定、それから税法 いうものであります。まず、人民、政府に対する立法・司法・ おびた規定であり、だいたい次のようなものが含まれていると それから、「布令」は、琉球住民に効力を有する立法的性格を

治国家ということがはっきり出ているのであります。やるぞということをいっています。この規定上からも米国は法ますね、アメリカさんも。それから、税法の制定も必ず布令で

ではいたいら、「指令」というのがありますが、民政府副長官が発さっております。 これは立法的な性格を要しないということでありますが は、憲法・法律・政令・規則というのがありますが は、憲法・法律・政令・規則というのがありますが はつなところに出てくるのではないかというふうに考えます。こ うなところに出てくるのではないかというふうに考えます。こ うなところに出てくるのではないかというふうに考えます。こ でいたいここでいう指令というのがありますが、民政府副長官が発 なっております。

それから、ここに「命令」というのがありますが、これは民政 管について公務執行、日本でいえば訓令通達といったようなも 営について公務執行、日本でいえば訓令通達といったようなも でございます。以上のような布告・布令・指令・命令というの が琉球列島米国民政府の法形式でございますが、これは民政 をれた類似するようなものと言えましょう。 が琉球列島米国民政府の法形式でございます。

ては後でまたお話をいたしたいと思います。

ず、応求女牙)に含多さこまではないで、ないのないしま、危状ないに、琉球政府の法令ということについて申し上げます。ま〔〕 琉球政府の法令

することによって立法となるわけでございます。この件についずることによって立法となるわけでございます。それは、琉球政府の立法は立法院が作るということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」ということで、外交的な事項のものは作用される法律に限る」というと、それが作った。それないうことになっております。この件についず、琉球政府で作成し、立法院へ立法院で審査可決された法律案は下でで成し、立法院へ立法院で審査可決というと、外交的な事項のは、「対策を関係して、対策を表することによっては、「対策を表することによって、「対策を表する」というによっている。

基本的な規定しかやりませんので、それを執行するためには具び細則を定めることができる」ということで、法律というのは法院の立法による委任があるときは、その施行のため、規則及のがございます。琉球政府章典の第十四条に、「行政主席は立のがございます。琉球政府の法形式として、立法の下に規則という

法としての拘束力を住民に対して持つわけでございます。それから、そこに市町村条例というのがあります。それは、市町村譲会の譲決を経て制定されるというふうになるわけでございます。これが市町村条例というのは、市町村自治法に基づいて、市町村のための規定、それが規則というのがありますが、ここでが、その公共事務及び法令によって市町村に属する事務についが、その公共事務及び法令によって市町村に属する事務についが、その公共事務及び法令によって市町村に属する事務についが、その公共事務及び法令によって市町村に属する事務についます。というによりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりません。その立法の執体的ないろんな規定を作らなければなりますが、ここで

## 三 本土の旧法令(一九四五年四月一日現在)

次に、本土の旧法令というようなことが、ここにございます。

あったというふうに考えてしかるべきだと思うのでございます。本土の旧法令については、先ほども申しましたように、一九四五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規がニミッツ布告によって、その施行が五年四月一日の現行法規は、いわゆる大日本帝国憲法であります。

次に規則というものがありますが、これは各大臣が主任の行

下に、旧民法以下もろもろの法律があります。日本国憲法と、その内容が大きく違います。大日本帝国憲法のの元首であり、統治権の総攬者である」ということを基本にしの元首であり、統治権の総攬者である」ということを基本にしものだったかというと、天皇主権の原理を認めて、「天皇は国ものだったかというと、天皇主権の原理を認めて、「天皇は国

次に、勅令というのがございます。勅令というのは明治憲法中代、天皇によって制定されました法令形式で、これは天皇が帝国議会の協賛を経ることなく制定公布したものであります。これによって、ご存じのように明治憲法時代は勅令という名の下に、法律に近いような、法律と全く同じような法規がどんどん作られていったわけでございます。天皇主権が認められている時代でございましたので、そういうような面から天皇は偉大なる力を発揮して勅令をどんどん発布して、いわゆる国政を総覧していったというようなことになったわけでございます。帝国議会が法律を作るといいますと、議員がたくさんいていろんな意見が百出して、作るのにおいていろんな制約が出てきますけれども、勅令になると議会の協賛を経る必要がありませんから、天皇に与えられた権限として、勅令を作って行くというようなふうになっていたわけでございます。

政令・規則というふうに変わってきているわけでございます。令・規則というふうになっていましたが、現在は憲法・法律・のです。従って、法形式としては明治憲時代は憲法・法律・勅政事務について法律、もしくは勅令を施行するために作ったも

#### 三、立法手続

### () 立法手続の意味

次に、立法手続、今申し上げましたように、たくさんの法律次に、立法手続、今申し上げましたように、たくさんの法律を作るにはどういうような手順で作ったかということを申し上げてみたいと思っておりる講座はまず大学はもっていませんね。実際の国民生活、国家の運営ということにとって、法律は欠くべからざるものでありる講座はまず大学はもっていませんね。実際の国民生活、国家の運営ということにとって、法律は欠くべからざるものでありれれも講座は受けなかったけれども、実際に政府に入って何百たいうのがございます。あれは琉球政府法務局が編集発行したもいうのが一段にありました。あそこに行きますと琉球現行法規総覧というのが一段にありました。あれは近球政府法務局が編集発行したもいうのがございます。あれは近球政府法務局が編集発行したもいうのが一段によりによりに、たくさんの法律というによりに、立法手続、今申し上げましたように、たくさんの法律ないのよりは、大くさんのものがありました。

いるわけであります。

いるわけであります。

いるわけであります。

に対しては米国が施政権を行使しており、元球政府の立法手続も異なってくるわけでありますが、今日は琉球政府の立法手があり、それぞれ制定権者が異なっており、琉球政府の立法手があり、それぞれ制定権者は米国、琉球列島米国民政府であるので、最終的な法令制定権者は米国、琉球列島米国民政府であるので、最終的な法令制定権者は米国、琉球列島米国民政府であるので、最終的な法令制定権者は米国、琉球列島米国民政府であるので、最終的な法令制定権者は米国、琉球列島米国民政府であるので、最終的な法令制定権者は米国、琉球政島、北球政府の立法手続について話すけれども、琉球政府の立法手続がここで自主的に決められたものではない、ということを言おうとしているわけであります。

「国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。」立法の手続について述べてみたいと思います。その手続は立法の手続について述べてみたいと思います。その手続は立法において関係深いものであることは申し上げるまでもありませにおいて関係深いものであることは申し上げるまでもありませにおいて関係深いものであることは申し上げるまでもありませにおいて関係深いものであることは申し上げるまでもありませにおいて関係深いものであることは申し上げるまでもあり、国の唯一の立法機関である。」

た時に法律となる。」これは五九条に書いてあります。これは四一条に規定してあります。「法律案は両議院で可決し

「このようにして成立した法律は天皇が国事行為として公布を「このようにして成立した法律は天皇が国事に関する行為を行め助言と承認により、国民のためにその国事に関する行為を行めまっということで、これは法律を公布するというようなことが書いてあるのであります。以上のように、立法手続についてが書いてあるのであります。それから「天皇は内閣する」という、非常に慎重な態度をとっているわけでございますいるという、非常に慎重な態度をとっているわけでございますが、では、琉球列島においては立法律は天皇が国事行為として公布を「このようにして成立した法律は天皇が国事行為として公布を「このようにして成立した法律は天皇が国事行為として公布を「このようにして成立した法律は天皇が国事行為として公布を「このようにして、

## □ 琉球列島米国民政府の場合

制し合っていくわけでございますが、琉球列島の場合は先ほど・立法・行政という三権分立の制度をとっております。それでれ三つの機関が相互に抑制し合って国民の権利を保障していくという制度になっています。皆さん方もご存じのようにそれぞれ三つの機関が相互に抑制し合って国民の権利を保障します、琉球列島米国民政府の場合にはどういうような手続をまず、琉球列島米国民政府の場合にはどういうような手続を

いうとあてはまらなかったのではないかと思われます。
うすると、三権分立の原則は高等弁務官においてはどっちかとも政府裁判所への移送権など強い権限をもっておりました。そも政府裁判所への移送権など強い権限をもっております。しかしながら、正法権についてまりますように、高等弁務官というものがありまし来、申しておりますように、高等弁務官というものがありまし

りません。ですから、私達は琉球列島米国民政府がどういうよようにはこういうふうにしてやるんだぞというような規定はあいていろいろな手続きを経たであろうけれども、大統領行政命令の十一節によって法令を公布する足階をあ」ということになっておりますので、法令を公布する足階でおいているいうようにしてやるんだぞというような規定はあるとがでそのように、「琉球列島米国民政府において高等弁務官は、そのように、「琉球列島米国民政府において高等弁務官は、

度々、それから法務局長には毎週少なくとも一回以上は会って務官がおりました。高等弁務官にも時々、それから民政官にはこうに琉球列島米国民政府法務局というのがございまして、そ関係の仕事のことで米国民政府に出入りしておりましたが、向関係の仕事のことと、それから私は毎日のように、法律、立法ていたということと、それから私は毎日のように、法律、立法

はできません。ただ、高等弁務官が公布するということになっうな立法手続をとったかということを、ここで申し上げること

業をしたであろうというようなことが言えるかと思うのであり続段階においては琉球列島米国民政府の法務局長がいろんな作まいりました。法令上は定められていませんが、実際の立法手法務局長がだいぶ手助けをしているということは、実際に見ておりましたので、琉球列島米国民政府が法律を作る場合には、おりましたので、琉球列島米国民政府が法律を作る場合には、

訳したものを見るわけですからなかなかわからない。昨日新しい用語で、しかも原文は英語ですから、われわれはそれを翻た出せるわけですから、当時軍用地問題が沖縄の歴史の法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を作れたんです。私は軍用地問題を担当しておりまして、一法を出せるわけですから、当時軍用地関係の法律でもザッと数えを出せるわけですから、当時軍用地関係の法律でもザッと数えを出せるわけですから、当時軍用地関係の法律でもザッと数えを出せるわけですから、当時軍用地関係の法律でもザッと数えを出せるわけですから、当時軍用地関係の法律でもザッと数えたが、これの言いに分属されたびたび言いますように、立法・司法・行政の三つに分属されてが立いに抑制し合おうということにはなっていませんから、たれの歴史のおり、おいの言いに対している。

一人で司法・立法・行政をもっているというような立場であり務官には抑制限する機関がなかったのです。最高にして、自分制されるからいろんな面で制限を受けてくるけれども、高等弁は困るではないかと言ったところで、日本であれば国会等で抑うなものもありました。こういうような布告・布令の出し方でい布令を出したかというと今日はまた改正布令を出すというよ

### 三 琉球政府の場合

ました。

本法であれば、例えば民法であるとか、商法であるとか、刑法本法であれば、例えば民法であるとか、商法であれば、例えば民法であれば法律案を作りたいということであれば主義を作りたいということであれば主義を作りたいということであれば主義を作りたいということであれば主義を作りたいとかうことであれば主義を作りたいとからことであれば主義を作りたいとからことであれば主義を作りたいということであれば主義を作りたいということであれば主義を作りたいということであれば主義を作ります。それが基項についての法律が必要であれば法律案を作ります。それが基項についての法律が必要であれば法律案を作ります。それが基項についての法律が必要であれば法律案を作ります。それが基項についての法律が必要であれば法律案を作ります。それが基項についての法律が必要であれば法律案を作ります。それが基本法であれば、例えば民法であるとか、商法であるとか、刑法をおいる。

であるとかいうものの立案ならびに改正案はどこが作ったたかであるとかいうものの立案ならびに改正案を審議をいたしまかうのは法務局が自ら作り、後でも述べるように審議も自らやいうのは法務局が自ら作り、後でも述べるように審議も自らやに法務局に送付いたします。素案をもとに立法案を作った後の合議ということをやります。素案をもとに立法案を作った後の合議というものの立案ならびに改正案はどこが作ったたかであるとかいうものの立案ならびに改正案はどこが作ったたかであるとかいうものの立案ならびに改正案を審議をいたしま

ま務局ではどういうような観点に立って法律案を審議するかというと、まず大統領行政命令や布告・布令にてらして、それに抵触するような規定はないかどうか、条文の配列は適当か、それから用語の一つ一つが法令用語として適当であるか、というと、まず大統領行政命令や布告・布令にてらして、それに抵触するような規定はないかどうか、条文の配列は適当か、そことがわかれば、主管局に対して回答します。これで立法勧告ことがわかれば、主管局に対して回答しますと、主管局長は法務局長の墨付きといいますか、そうしますと、主管局長は法務局長の墨付きといいますか、そういうようなものをもらいます。その次は、局長会議に立法案を提出してその了解を得ます。

の委員会で審査され、立法院において可決をされます。

は元本でありたいが、立法勧告してよろしいかというような承認立法を作りたいが、立法勧告してよろしいかというような承認立法を作りたいが、立法制告してよろしいかというような承認立法を作りたいが、立法制告してよろしいかというような承認立法を作りたいが、立法院に立法勧告をいたします。承認が得られれば、行政主席名で立法院に立法勧告を求めます。承認が得られれば、行政主席名で立法院に立法勧さった。行政委員会に付託をします。例えば法務局関係であれば行政法務委員会に付託をします。例えば法務局関係であれば行政法務委員会に付託をします。例えば法務局関係であれば行政法務委員会に付託をしますと、主管局長が呼ばれます。立法を作ろうとしているが、立法の趣旨は何か、立法の内容はどうかということをいちいち聞かれますが、ここがいわゆる主管局長の一番難しい仕事であり、また別の面で言えば活躍舞台でもあるわけでもあります。そこで立法案について十分説明しきれないと、勧告した法律案が立法にならないで、没になってきれないと、勧告した法律案が立法にならないで、没になっているが、立法院というような可能性もあります。いずれにしても、立法院とないた。

日本ですと国会において、国会というのは二つの議院があり日本ですと国会において、国会というのは二つの議院においてます。これは衆議院と参議院がありますから、両議院においてます。これは衆議院と参議院がありますから、両議院において日本ですと国会において、国会というのは二つの議院があり日本ですと国会において、国会というのは二つの議院があり日本ですと国会において、国会というのは二つの議院があり日本ですと国会において、国会というのは二つの議院があり

局長会議の法案についての了解を得ますと、主管局は今度は琉

行政主席が署名をすると言うことになります。琉球政府立法は務官の承認を求めます。その承認を得たならば、初めてそこにうな点が変更されているということも含めて、もう一回高等弁を勧告をしたが、立法勧告をした後に、立法院ではこういうよはユースカーと調整します。先にユースカーに承認を得て立法

布と共に何年何月何日から施行するというふうに、施行期日がいうことはありえません。これは大事なことでございます。公の必要要件でもあります。公布をなくして法律が施行されるとよ、ということを知らせるわけです。公布は、立法になること民全部に対して、琉球政府公報で行政主席が行います。琉球住立法の公布は、琉球政府公報で行政主席が行います。琉球住

れは拒否されます。

律の過程とだいぶ違うわけであります。

行政主席が署名をしたときに始めて立法になります。日本の法

決められます。

かったけれども時間がありませんから省略いたしますが、そういったけれども関制する法規というふうになってくるわけでに皆様方の生活を規制する法規というふうになってくるわけでございます。そういうふうにして法律案が施行されるわけでごございます。そして施行されたことによって始めて、立法というのは現実をして施行されたことによって始めて、立法というのは現実

いうふうにして立法となるわけであります。

四 高等弁務官の拒否・無効権

ここで立法になる段階で、琉球列島米国民政府は二回も関与

は現段階においては作っちゃいかん、ということであれば、こ送りたいと、すると段階でユースカーが、いや、そういう法律される場合、そういうことがあるわけです。例えば、立法案をされる場合、そういうことがあるわけです。例えば、立法案を立法院に送る前に高等弁務官と調整します。こういう立法案を立法院に送る前に高等弁務官と調整します。こういう立法案をした。

それから、今度は立法院で可決した立法案を高等弁務官のところに行って、こういうふうに可決されたので、これを立法としたいがひとつ承認をしてくれ、という段階で、いや、立法院に送る前には了解したけれども、後で立法院で変更などがあって、その部分については気にくわないから承認することはできないということであれば、これも立法案の段階で拒否されます。これが第二の拒否。

行政主席に送られてきて、それから行政主席が立法案に署名をそれから、もう一回大事なのがあります。立法院で可決され、

戦後沖縄における法体系の整備

ここ。とであります。これは大統領行政命令にはっきりうたっておりとであります。これは大統領行政命令にはっきりうたっておりできるわけであります。いわゆるこれが立法の無効権というこして、立法となった後に高等弁務官はこれを無効にすることが

無効にすることができる。」という規定であります。すべての立法案を拒否し、すべての立法を制定後四五日以内に島の安全に関し、直接・間接に重大な影響があると認めた時は、すなわち、大統領行政命令の十一条に「高等弁務官は琉球列

にできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までれは無効にした例があるか、ということでありますが、私が直接タッあるわけですが、高等弁務官が無効にした例、この三つの例があるわけですが、高等弁務官が無効にしたかったけれどもできなかった例、この三つの例があるわけですが、高等弁務官が無効にした例があるか、あるいはにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考まではできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例があるか、あるいはにできなかった例を、異例中の異例のケースとしてご参考までにできなかった例があるか、というような無効にした例があるか、あるいは、このできなが、またが、このできなかった例があるか、あるいは、このできなかった例があるか、あるいは、このできなか、というような無効にあるか、というないまでは、このできない。

よって一九六八年の一月三一日にジョンソン大統領によって大が任命をしておりました。ところで、琉球住民の強い要求にました。この要望ともかかわらず実現されないで、高等弁務官長い間にわたって琉球住民は、行政主席の公選を要求してき

ずしも琉球籍の人でなくてもいい、結局日本の籍の人であって し、その直接選挙する琉球住民から選挙される行政主席には必 で可決された立法案によると、琉球住民が直接選挙するものと 整備の面で、大統領行政命令と抵触する部分があったんですね。 からということでサインをしたんです。そうすると、法体系の 認しなくても立法案というのは私がサインをすれば立法になる んです。そうこうしているうちに松岡主席は、高等弁務官が承 官は、自分の気にくわない部分があるというので承認をしない く行政主席名で送ったんです。そうすると、なかなか高等弁務 立法院で可決されたので、最終的に高等弁務官の承認を得るべ そして行政主席選挙法を作りまして、立法院に勧告しました。 急に行政主席選挙法を立案しろということを命じられました。 した。その当時おいて私は行政主席の松岡先生から呼ばれ、早 は琉球住民の直接選挙によって選出されるというふうになりま 統領行政命令が改正されました。この改正によって、行政主席 それはどういうところかと申しますと、行政主席は、立法院

側は松岡行政主席のアメリカ政府への強い姿勢でサインしてしとで、高等弁務官は賛成しないんです。ところがわれわれ琉球政主席に立候補して行政主席に当選したらどうするかというここれじゃ困る。もし好ましくない人が日本から来て琉球政府行もいいような規定になっていた。ここが気にくわないんです。

と大統領行政命令の規定とは、ここが違うから注意しなさいと大統領行政命令はまだ生きているぞ。琉球政府行政主席選挙法まった。そうするとアメリカはどういうしてきたかというと、

行政主席選挙は無効であるということを言わんばかりだった。の公文が何回もきたわけです。大統領行政命令がある限りこの

主席選挙法が行なわれて復帰に至ったというようなことでござを席選挙法が行なわれて復帰に至ったというようなことでござが無効権を発動しなければならない。松岡主席は、アメリカがが無効権を発動しなければならない。松岡主席は、アメリカがが無効権を発動しなければならない。松岡主席は、アメリカがが無効権を発動しなければ行政主席選挙法は立法として有効に成立するぞということで。しかし、四五日目の五時まで待ったが、高等弁務官からは無効宣言の通知はなかった。これで、行が、高等弁務官からは無効宣言の通知はなかった。これで、行が、高等弁務官となければ行政主席選挙法は立法として有効には四五日以内に高等弁務官しかし、法律を無効にするためには四五日以内に高等弁務官

本取った、というような非常に歴史的な、法政史上画期的など、琉球政府行政主席が高等弁務官と土俵の上で四つに組んでこれは結局無効にする権限があったけれども無効にしなかっ

出来事となりました。

戦後沖縄における法体系の整備

います。

四、琉球列島における法令の三系統

① 琉球列島の三つの立法機関

ます。 琉球列島における法令の三系列ということについてをお話し

を有しておりますので、米国が立法機関であることは疑いを入されば、流球列島の三つの立法機関について、これは定しなおります。「憲法により本官に与えられた権限に基づき、かつ合衆国大統領及び合衆国軍隊の総指揮官として、ここに次のとおり命令を発布する。」ということで、その命令を制定する権とおり命令を発布する。」ということで、その命令を制定する権とおり命令を発布する。」ということで、その命令を制定する権とおり命令を発布する。」ということで、その命令を制定する権とおり命令を発布する。」ということで、その命令を制定する権とおり命令を発布する。」ということは関いて、これはます最初に、琉球列島の三つの立法機関について、これはます最初に、琉球列島の三つの立法機関について、これはます。

法院によって制定されているわけでございます。かであります。実際にまた琉球政府の多くの立法は琉球政府立の立法権は立法府に属するという規定があることによって明ら法権を有しているということは、大統領行政命令にも琉球政府二つ目の立法機関は琉球政府立法院であります。立法院は立

れないことでございます。

それから、三つ目の立法機関は、大日本帝国議会でございま

すべての権力を行使するということが規定になっておりますの

で、それに基づいて立法をしていたわけでございます。

国議会でもあるということを言おうとしたのでございます。本土より立法・司法・行政上分離されておりました。そういうのにも拘わらず大日本帝国憲法が琉球列島における立法機関だということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申し上げるのは、あるいは相当ではないかもということを私が申したのでございます。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。琉球列島は一九四六年の一月二九日にマッカーサー書簡です。

□ 琉球列島における法令の三系列

次に琉球列島における法令の三系列ということでございます。次に琉球列島における法令の立法機関があった事から、琉以上のように琉球列島には三つの立法機関があった事から、琉以上のように琉球列島には三つの立法機関があった事から、琉以上のように琉球列島における法令の三系列ということでございます。

球の施政権者となり、琉球列島に対して行政・立法及び司法の米国はご存じのように、対日平和条約第三条によりまして琉

おける法令の錯綜という問題が起こってきます。いうような結果が出てくるかと言いますと、ここに琉球列島に機関があり、その三つの系列に属する法律があるために、どう系列が考えられます。そのように三つの立法系列、三つの立法

## 三 琉球列島における法令の錯綜

における法令の錯綜というのが出てくるわけでございます。における法律を作っていれば、解釈の上においても選営の上て統一ある法律を作っていれば、解釈の上においても選営の上で統一ある法律を作っていれば、解釈の上においても選営の上においても、作る人自身が違うからニュアンスの問題、形はあるにしても、作る人自身が違うからニュアンスの問題、形はあるにしても、作る人自身が違うからニュアンスの問題、形はあるにしても、作る人自身が違うからだんだん下位法にしたがっ法体系の整備において上位法からだんだん下位法にしたがっ

こにアメリカの米国の布告・布令の中心は、まず合衆国の安全、下に、布告・布令を発布したということになっております。こおいて、琉球住民の経済的及び社会的福祉の増進を図る方針のおいて、合衆国の安全、それから軍事的必要の許す範囲内にを図ることを目的として、それから合衆国の国民の安全など列島の安全、合衆国の安全、それから合衆国の国民の安全など三者はそれぞれ異なった方針の下に立法するため、米国は琉球三者はそれぞれ異なった方針の下に立法するため、米国は琉球

戦後沖縄における法体系の整備

このように琉球列島には三つの立法機関があったことから、

す。そこが違いますね。 軍事的必要というものが大きく法令作成の上にかぶさってきま

住民の経済的・政治的・社会的福祉の増進ということでアメリとを方針として立法を作ります。だから琉球政府の立法は琉球的・社会的福祉を増進するために」(琉球政府章典)にというこそれから、琉球政府の場合は、「琉球住民の経済的・政治

カ自身とだいぶ違ってくるわけです。

その錯綜している例を二、三あげてみましょう。とれから、旧日本法は先ほど来、話しているように天皇制を中心として、天皇主権の下に、それから我々の家庭においては中心として、天皇主権の下に、それから我々の家庭においては中心として、天皇主権の下に、それから我々の家庭においては中心として、天皇主権の下に、それから我々の家庭においては中心としている人の錯綜している例を二、三あげてみましょう。

「六四五年(昭和二○年)四月一日、当時の琉球民法は日本の一九四五年(昭和二○年)四月一日、当時の琉球民法は日本の一九四五年(昭和二○年)四月一日、当時の琉球民法は日本の一九四五年(昭和二○年)四月一日、当時の琉球民法は日本の

冲大法学第九号

籍の女の方と結婚をすることを法律上禁止する布告を公布しま それから軍事上の目的から、アメリカの兵隊さんが琉球の女性 の方と結婚するのは好ましくないとしまして、米国軍人と琉球 た。そうするとアメリカさんは米国の安全、米国住民の安全、

しかし、この結婚禁止の布告はまもなく廃止されました。 に非常に困りました。これも法律が錯綜した一例でございます。 に各系列の法律が衝突しますから、われわれは法律の解釈運用 題が出ればこれは戸籍訂正の対象になるわけですね。このよう アメリカの布告では禁止されておりますから、何か異議が、問 拠がないとできない。そうすると受理ざるをえない。ところが する場合には法律の根拠、いわゆる行政ですから、法律上の根 い、拒否する理由がない。法律上はできるわけですから、拒否 けを市町村役所に持って行く。戸籍係関係はこれはダメだと言 はされていない。そうするとアメリカさんと琉球の女が結婚届 それからもう一つ、一九五三年一月一九日に琉球政府立法院 ところが琉球住民の身分法である旧民法には規定結婚の禁止

の選挙を実現したいということで法律を作ったわけです。立法 行政主席は選挙制度が設けられるまで民政副長官が任命すると いうことになっていましたので、琉球側としては早く行政主席 で行政主席選挙法というのを作りました。その頃の布告には、

> ないのかということになりますが、利用するわけにはいかない ら、こういうような事なども、法律はあるのに、どうして使わ 際に作られて、それによって行政主席の第一回の選挙が行なわ それで先ほど私が紹介したように、一九六八年の二月一日に私 れましたから、それまで眠ってしまっていたわけです。ですか が行政主席から特命をもらって作った行政主席選挙法が後で実 されて、この立法は日の目を見る事なしに眠り続けました。 めるまでは来ないよと言っております。結局実質的には無効に ども眠らせておけ。まだまだ第一回目の選挙期日は自分らが決 ない。」ということにしたのです。だから、法律は作られたけれ 目の選挙期日は、アメリカが今後定める期日までこれを行なわ ました。「琉球政府立法院が作った行政主席法の定める第一回 九五号を公布して、次にのべる技法で効力が生じないようにし わけで、これをどうしたかというと一九五三年一月九日に布令 かんむりになりまして、まだ早いというわけです。早いという 院で行政主席選挙法を作ったのです。そうするとアメリカがお

行政はやっていかなければなりませんでした。まず本土でした 政府は苦労しながら行政を運営しましたし、しかも即断即決で す。そういうように非常に矛盾したような法律体系の中で琉球 こういう事なども法律錯綜の大きな原因であるわけでありま で眠らしてしまったわけです。

立ち入れたかもしれません。しかし、そういうものを追及しな 法制上追及していけば、おそらく無効にするような場面までも の日より一〇日前にさかのぼって効力を発せしめていることは、 法(アメリカが出した布令)が、琉球政府行政主席選挙法を公布 です。そういうことで、今の場合でも、もしこの行政主席選挙 れないまま、もがきながらやって行くというのが実状だったん はそうでない。われわれが法律案を作り、学門的研究も加えら それをもとにして政府行政を行ないますが、琉球政府の場合に も検討する、いろんな人が加わって検討して、これを作ります。 ら法律が必要なときは、たくさんの機関で十分検討する、学者 れに力を与えてくれる研究者は少なかったというのが実状でし そういう面まで研究して、毎日忙しく追い回されているわれわ がら行政を運営して行くだけの余裕がなかったし、また、誰も

さて、日本本土において見ますと、国内法の全体は日本国憲

#### 五 法体系の整備

はじめに

げますと、法体系の整備とは、第一には、法令の立案の時点か の制定に努めることであります。法令というものは、われわれ ら制定までの法秩序の段階的構造を保持するようにして、法令 次は法体系の整備に行きます。法体系の整備について申し上

戦後沖縄における法体系の整備

制定に努めることが法体系の整備だと思うのであります。 ばなりません。このように統一された、秩序立てられた法令の られ、その相互の間に矛盾が起こらないようになっていなけれ 思います。そして多数の法令は統一ある法体系として秩序立て の守るべき基本としての統一された国家意思の表われであると

に配列され、一つの統一ある体系を形作っております。ところ 法を頂点として法律・政令・規則と段階的構造を成して、上下 のが実状でありましたので、その法体系の整備にわれわれはい 序ある法令とはなっていません。互いに衝突する法令があった なった米国、琉球政府の機関であることもあって、統一ある秩 ある秩序ある体系を成していたかと申しますと、立法者が異 それから琉球政府の規則などが続きます。これらの法令が統 告・布令・指令等があり、さらにその下位に琉球政府の立法、 の法規として大統領行政命令があり、その下に高等弁務官の布 で、琉球列島における法体系の整備について申しますと、最高

## 法令各個の改正による整備

ろんな苦心をしてまいりました。

たん制定された法令を上位法や他の法律と重複している場合は、 それから法体系の整備について次に考えられることは、いっ

ていくということであろうかと思います。

したわけでございます。

た。これは一例でありますが、そういうような法律改正をいた とする、というように改正をしまして、法体系の整備をしまし 定を改正しまして、琉球政府の行政権は行政主席に属するもの なければなりません。この部分については琉球政府の設立の規 に反するような規定になりましたので、これは削除し、訂正し ります。そうすると大統領行政命令自身には直接選挙を行うと とになりました。そこで従来の規定である、琉球政府の設立と 告には選挙制になるまで民政副長官が任命すると、全く基本法 書いているにも拘わらず、その下位の法律である高等弁務官布 挙制になるまで民政府副長官が任命するというふうになってお 官の任命から琉球政府の直接選挙によって選出されるようなこ 領行政命令の第三次改正で、行政主席選挙法は従来の高等弁務 いう布告は琉球政府の行政権は行政主席に属し、行政主席は選 を起こしてきたでありましょう。一九六八年一月三〇日の大統 法制を研究する人、後から法律を運営していく人は必ずや疑問 けれども、あれが長い間続いて、もし大統領行政命令があり、 琉球政府行政主席法の二つが続いていたというならば、後から 言えばあってはいけない。それは一回限りで終わってしまった やったということがありましたが、これも法令の体系整備から 行政命令に違反するような条項があったけれども琉球の強行で

### 三 布告・布令の廃止

令の廃止を実現させました。それが琉球の法体系の整備につな 布令は好ましくないよというような事を申しまして、布告・布 すから、そこにわれわれが見たらおかしい布告・布令がどんど 公布されたところの布告・布令というのがいくらもあるわけで るわけです、日本及び沖縄は。にも拘わらず占領目的のために 条約が一九五二年の四月二八日に発効し日本は平和に戻ってい けです。ところが、その後時世が変わり、日本においては講和 された、発布された布告・布令というのがたくさん出てくるわ ニミッツ布告を始めとして、占領当時に占領目的のために発行 らでもありました。例えば一九四五年四月一日に規定しました ざいまして、古いもので占領当時の布告・布令というのがいく のために必要なるものをどんどん規定して行くということでご 米国の安全のため、米国民の安全のため、又は米国の国策遂行 あります。布告・布令は先ほど来、申しておりましたように、 す。布告・布令を廃止しまして法令の整備をするということで ん出ております。そうするとわれわれとしてはこういう布告・ それから二番目に、布告・布令の廃止ということでございま

ミッツ布告、これは占領当時に公布された非常に古いものでご例えばその布告・布令の廃止で申し上げたいのは、先にニがるということを強く訴えてまいったのであります。

戦後沖縄における法体系の整備

所がおかれまして、われわれが東京に行く場合はその代表事務 表駐日事務所というのがあった。それは東京に沖縄の代表事務 告・布令と、そういうのがあったわけです。それはどういうの るのに、これから見ると駐日代表事務所を通してやらないとだ 置いておくこと自体おかしいじゃないかと言ったのです。琉球 廃止になっているにも拘わらず布令の中にはちゃんとありまし けです。そういうような琉球政府駐日事務所というのがありま 所によって、そこで日本政府とのいろんな折衝などをやってわ があったかというと、琉球政府が設立まもない頃に琉球政府代 し、それから能率的な琉球の行政を行なうのに必要でない ざいますので、まずこれも廃止すべきじゃないかと訴えました を行なう上から必要じゃないかということで、一九六六年の九 めだよということになっています。これは能率的な琉球の行政 政府がいろんな仕事をする場合は、日本政府と直接折衝してい た。そういうようなこともありまして、こういうようなものを てきたけれども、相当古い時代に創立されて、その後、実質上 して、ずっと続いていたわけです。長い間ある程度仕事をやっ

の八月三一日でございますが、その頃から布告・布令の廃止としました。ワトソン高等弁務官が就任しましたのは一九六四年このようにして、たくさんあった布告・布令をどんどん廃止

月二六日に廃止になっております。

でございます。月二二日現在では約八九ぐらいの布告・布令にしたということりました布告・布令をつぎつぎに廃止しまして、一九六六年九いうことを強く訴えまして、高等弁務官が就任当時一四五もあ

## 四 琉球政府の立法への移行

ことが、琉球政府の立法への移行ということでございます。を作るならば琉球政府立法院で作るようにてくれというような護からいくと好ましくない布告・布令があります。そこで法律側の政策に沿った立法ですから、どうしても琉球住民の権利保すので、それは琉球住民としてあまり好ましくない。アメリカ占領当時からアメリカがどんどん布告・布令を作っておりま

指令ではなかったために、所有権認定中にいろんな欠陥が生じれに基づいて、琉球政府は土地の調査・測量して所有権を認定は一九五七年に土地調査法という民立法を作りまして、これによってやってきた所有権認定作業がありましたが、われわれによづいて、琉球政府は土地の調査・測量して所有権を認定に関する件」という指令一二一号というのがございまして、こに関する件」という指令一二一号というのがございまして、こに関する件」という指令一二一号というのがございまして、こに関する件」という指令一二十号というのがございまして、これに関する件」という指令ではなかったために、所有権認定中にいろんな欠陥が生じれています。

調査法というのを一九五八年八月十一日に施行しております。てきているわけです。そういうことで、民立法に移して、土地

## 伍 琉球政府の立法の所管事項の拡大

権限が拡大されるような規定を与えてくれということでございかというと、民立法をすると同時に、民立法の中に琉球政府の旅球政府の立法の所管事項の拡大ということはどういうこと

います。 います。

### 六 統一ある法令の制定

れは先ほど申し上げましたように、大統領行政命令を頂点とす五番目に、統一ある法令の制定ということでありますが、こ

ざいます。これは度々説明しているので省略いたします。法令を制定していくというふうに作っていったということでごる各種の法律は、大統領行政命令に抵触しないような統一ある

## 出 規定の本土法令との同一化

これは非常に大事なことでございますが、われわれが法律をいうことからでありました。その新民法ができておりますので、日本で新民法ができました。その新民法と同じような規定の内容われわれが作る新民法も日本の新民法と同じような規定の内容ののののにする。これがいつかは沖縄が日本に復帰する場合は沖縄の法律が直ちに日本の法律に移行できるような、われわれの復帰運動をスムーズに進めるための基盤作りにもになるのだということからでありました。

家督相続が開始します。

この相続法のズレの問題は非常に難しい問題で、そして多くで新民法が施行されたのが昭和二三年一月一日、その間に九カで朝民法が施行されたのが昭和二三年一月一日、その間に九カで朝民法が施行されたのが昭和二三年一月一日、本土の間にカカ

しておろうが、東京に居住しておろうが、沖縄の法律に基づく住しており、不動産が沖縄にあった場合は相続人が沖縄に居住決する基準の第一は、被相続人が沖縄に本籍があり、沖縄に居ない。一億円と二千万円の違いは大変なものである。これを解える。東京で死んでくれると、共同相続で二千万円しかもらえあったとします。沖縄で死んでくれれば家督相続で一億円もらんが死んだというような場合五人子どもがいて一億円の遺産が人が死んだというような場合五人子どもがいて一億円の遺産が

の方の関心のある問題であります。このズレのあった九年間に

地がどこであるかということが基準になるわけです。 あるということにかかわりなく、家督相続が開始します。住所の住所が沖縄であれば相続人の住所、それから不動産が本土に本土、例えば鹿児島にあったとする。そういう場合は被相続人本土、機相続人の本籍が沖縄で、住所が沖縄で、不動産が

四番目に被相続人の本籍が沖縄にあり、住所が本土にあり、所地がどこにあるかということによって決まります。はその他に居住している場合は共同相続が開始いたします。住土に、被相続人の不動産が沖縄にある場合。相続人が東京また三番目に被相続人の本籍が沖縄にあり、被相続人の住所が本

ありますから共同相続が開始されます。ですから、どこの法律不動産が沖縄にある。そういうような場合には、住所が本土に

戦後沖縄における法体系の整備

まるということになるわけであります。か、沖縄にいるのかではない。死んでいく人の相続の場所で決沖縄にあるのか、本土のあるのか、相続する人が日本にいるのに従うのか、共同相続なのか、家督相続なのかは、死んだ人の

## 第二、登記簿・戸籍簿の整備

#### 一、登記簿の整備

① 登記簿・公図の滅失

不動産登記簿の整備の件についてでございますが、今次大戦の一九四五年四月一日、沖縄に一斉に上陸した米軍の地上戦闘によって、土地に関する公簿・公図等は、久米島を除いて全部によって、土地に関する公簿・公図等は、久米島を除いて全部が、ます。公図というのは、土地台帳付図、家屋台帳というようなものでございます。公図というのは、土地台帳付図、家屋台帳付図、ス・大戦の一九四五年四月一日、沖縄に一斉に上陸した米軍の地上戦闘の上でいますが、今次大戦の一九四五年四月一日、沖縄に一斉に大戦の一九四五年四月一日、中国に対しています。

図は土地台帳付図で取引その他の資料として重要な働きをしての住所、氏名を記載して、土地の状況を明確にいたします。公の住所、氏名を記載して、土地の所在、地番、地目、地籍、所有者あります。土地台帳は土地の所在、地番、地目、地籍、所有者を記載して、第三者に対する登記簿は土地に関する権利関係を記載して、第三者に対する

出をします。それから各字に五名の字土地所有権委員会を任命 所有権委員会において認定された地図を沖縄諮詢会総務部に提 整理して、沖縄諮詢会総務部の調査を受けます。村長は土地の であります。土地所有権証明書には、測量図が添付されます。 いたしまして、字土地所有権委員会はすべての土地の調査をし いて調査をされ、村長に報告されます。村長は受理した資料を 土地所有権者から提出された申告書は字土地所有権委員会にお に始まります。この申告書には、二名の隣接地主の連署が必要 者が、土地所有権申告書を字土地所有権委員会に提出すること わけであります。この事業においては、まず最初に土地所有権 ては土地の実態を早く把握するために土地認定作業を実施した メリカは広大な土地を接収しておりましたので、アメリカとし 有権認定事業に踏み切りました。当時琉球全域にわたって、ア 権資料蒐集に関する件(指令一二一号)」を公布して、土地の所 当時の海軍軍政本部は、一九四六年の二月二八日に「土地所有 います。このような公簿・公図が滅失したわけでありますので、

づ く土地所有権認定事業の実施 (米海軍政府指令)に基 (土地所有権関係資料蒐集に関する件(米海軍政府指令)に基

土地所有権証明書に基づく作業がはこばれていきますが、軍

て、村長に報告をするということになっています。

権証明書用紙には図面も転記するようになっています。所有権証明書用紙に所要の記入をいたします。そして土地所有会の援助をえまして、土地所有権申告書の原本に基づきまして、土地所有権委員会は字の所有権委員会に対して、土地所有権の証明書用の用紙が配られて有権委員会に対して、中央土地所有権委員会から村の土地所

早く申告してこいよというような勧告がなされました。

した。このようにしてそれで土地所有権証明書が発行され、終されます。それを交付したのが一九五一年四月一日でございます。ます。それを交付したのが一九五一年四月一日でございます。と立て期間が過ぎますと、土地所有権証明書を所有者に交付しし立て期間が過ぎますと、土地所有権証明書を所有者に交付しし立て期間が過ぎますと、土地所有権証明書の申しまして、異議の申しまして、人工を受けした。このようにしてそれで土地所有権証明書の出載が終わりますと、土地所有権証出地所有権証明書用紙の記載が終わりますと、土地所有権証土地所有権証

となりました。 戦以来混乱を来しておりました土地はそれぞれ各所有者のもの

## 三 土地所有権証明書に基づく登記

それでは次に、土地所有権証明書の登記のことについてお話れたいたします。村長は土地所有権証明書の原本に基づいて謄本をいたします。村長は土地所有権証明書と認められるわけです。そして土地所有権証明書と記められるわけです。そして土地所有権証明書と記められるわけです。そして土地所有権証明書と記められるわけです。そして土地所有権証明書と記められるわけです。そして土地所有権証明書の原本に基づいて謄本をでいたします。村長が置いた後、登記ができるようになりましたので、政府としては当時、閉鎖されておりました登記がを一九五一年七月一日では当時、閉鎖されておりました登記がを一九五一年七月一日では当時、閉鎖されておりました登記がを一九五一年七月一日では当時、閉鎖されておりました登記がを一九五一年七月一日では当時、閉鎖されておりました登記がを一九五一年七月一日では当時、閉鎖されておりましたの記述といる。

所有権証明書に基づいて登記をします。所有権証明書はすべてというのは新しく揃えられた、いわゆる土地所有権登記簿に、行するという仕事をやるようになりました。ここで土地登記所行まるという仕事をやるようになりました。ここで土地登記所を登記が再開されますと、土地所有権に関する登記を登記簿

けれども、手許にいつまでも置いてあると、これは第三者に対登記所に登記されて始めて第三者に対して、これは私の土地で皆さん方がもらった所有権証明書というのは登記所まで行って、登記所に行って登記簿に登記をするということです。ですから

して対抗力はないわけでございます。

具を使わなければならないけれども、縄を引っ張ってやったこし上げましょう。指令一二一号に土地所有権証明書の発行にし上げましょう。指令一二一号に土地所有権証明書の発行によって、琉球の地籍調査は一段落をつげたと思われましたが、よって、琉球の地籍調査は一段落をつげたと思われましたが、よって、琉球の地籍調査は一段落をつげたと思われましたが、よったの資界、原形というものが現場においてないために、なかなかの境界、原形というものが現場においてないために、なかなかの境界、原形というものが現場においてないために、なかなかの境界、原形というものが現場においてないために、なかなかの境界、原形というものが現場においてはなかった。土地そのものの地形が変わってしまい、測量して、図面を作る場合においての資料がないために非常に混乱を来たしました。土地そのものの地形が変わってしまい、測量して、図面を作る場合においての資界、原形というものが現場において強なもの地形が変わってしまい、測量して、図面を作る場合においての境界、原形というのが間に合わせのもので、本当は高級な測量器具を使わなければならないけれども、縄を引っ張ってやったことにでは、

けであります。

できなかったというようなことがありまして、そのために、正確な土地所有者を公簿・公図の上に、反映た。そのために、正確な土地所有者を公簿・公図の上に、反映が少なくなかったために土地所有権を申告するものが少なかっが少なくなかったというようなことがあります。

## 土地調査法に基づく地籍調査

(四)

ました。 す権証明書に基づいて土地登記簿に登記され、附属地図もでき 方権証明書に基づいて土地登記簿に登記され、附属地図もでき ことをやらざるを得なかったのであります。指令一二一号に基 ことをやらざるを得なかったのであります。指令一二一号に基

ことにいたしました。
いかし、指令一二一号の土地所有権認定事業の成果たる公簿・公図は誤謬訂正するのが次々と出でまいります。そこで琉球・公図は誤謬訂正するのが次々と出でまいります。そこで琉球・公回は誤謬訂正するのが次々と出でまいります。そこで琉球・公園は誤謬訂正するのが次々と出てまいります。

主席から立法院に立法勧告をし、立法院で可決されまして、そが、私が起草委員となりまして、成案いたしまして、琉球行政土地調査法は、ちょうど私が法務局の次長時代でございます

と等であります。

年十一月一四日に立法として公布されました。の後高等弁務官の承認の上、行政主席の署名を経て、一九五七

それから最新式の器具・機材を購入いたしました。 職員も研修を頻繁に行いまして、職員の質の向上を図りました。 本土の国土地理院や経済企画庁と十分なる連絡を取りながら、 本土の国土地理院や経済企画庁と十分なる連絡を取りながら、 本土の国土地理院や経済企画庁と十分なる連絡を取りながら、 は準備を周到にしました。主要なる点を申し上げますと、まず は準備を周到にしました。主要なる点を申し上げますと、まず ところで、指令一二一号に基づく土地調査の成積があまりよ

指令一二一号に基づく土地認定の作業においては、基準点を 基準点をもとにして測量をするというふうにうたったのであり 基準点をもとにして測量をするというふうにうたったのであり をました。基本となる基準点から始めないものですから、測量 をました。基本となる基準点から始めないものですから、測量 をでは測量法を実施して、基本が違いますから、測量して全部を継ぎ をでは測量法を実施して、基本点を作って、そこから測量をしてい ので、かみ のではからにして測量をするというふうにうたったのであり 基準点をもとにして測量をするというふうにうたったのであり 基準点をもとにして測量をするというふうにうたったのであり

いるでしょう。

これには土地調査法の第三条で、「この立法による土地調査

戦後沖縄における法体系の整備

さん方が地図を見たいということであれば、市町村まで行けばよ、写しの一つは登記所、写しの一つは市町村にあります。皆地図・簿冊の成果は原本は行政主席が保管し、その頃の話ですは成果の写しを保管し一般の縦覧に供しています。従いましては成果の写しは市町村長にも送付します。市町村長

測量に基づく、基準点に基づいて土地の測量に正確を記したと ですから土地調査法に基づく地籍調査の一番のポイントは基本 果に基づく簿冊は保管をされ、写しも登記所や市町村長に送ら いうことであります。 れていくわけであります。それが土地調査法に基づく地籍調査。 拝見できるはずでございます。そのようにして成果はでき、成

#### (五) 土地調査法の改正

重複している点があるかと思いますのでとばします。

# 不動産登記法の制定(台帳・登記簿の一元化

記簿を一元化する作業が起こってきたわけであります。 ろんな繁雑な手続きがあるということで、ここに土地台帳と登 は見る住民についても困る。それを取り扱う政府においてもい 況を明確にするために、当時は法務局にあったわけです。これ もので二つあるわけです。従来は二つあって、一つは土地の現 うことになっています。登記簿というのは第三者に対抗するた めの要件としての権利の登記でございますね。そういうような 台帳の記載要領は土地の現況を明確にする附属図面を作るとい 土地に関する公簿として土地台帳と登記簿があります。土地

> 乗り移っていくというような仕組みにしたわけでございます。 と内容によって一致する。沖縄の法律がそのまま日本の法律に げている日本復帰になった場合に沖縄の登記簿が日本の登記簿 を図りながら作業を進め、これが行く行くは先ほど来、申し上 の内容が同一になるように、そして登記簿と土地台帳の一元化 の規定は本土の不動産登記法の規定と同一になるように、 としましては不動産登記法の一部を改正する場合において、 簿と台帳の一元化を図ったわけであります。そして、われわれ 不動産登記法の一部を改正するための立法によりまして、登記 系の整備という観点から一九六四年、昭和三九年一〇月一日に した。それで琉球政府におきましても本土の制度に習い、法体 度自身が不動産登記法に吸収され、土地台帳法も廃止になりま 改正により登記簿と土地台帳は一元化を進められ、土地台帳制 和三五年、一九六〇年七月十一日に施行された不動産登記法の 不動産登記法に制度がありましたが、本土におきましては、昭 関する権利関係を登記し、第三者に対する対抗力を発生させる て、土地の登記を明確にする土地台帳法があります。不動産に の所在、地番、地目、地積、所有者の住所、氏名などを記載し

(--) 戸籍簿の整備

戸籍簿の滅失

本土におきましては、土地や家屋の不動産については、土地

戸籍整備に踏み切らざるをえなかった原因であります。戸籍整備に踏み切らざるをえなかった原因であります。戸籍というに大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管についます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争で十分保管といます。そのように大事にされた戸籍が今度の戦争であることをしたのだけれども、全部焼けてしまった。これがわれれれがをしたのでは、保管については戸籍を強います。

### 〕 臨時戸籍の整備

く、西暦でした。

長に、通達されたことにより、臨時戸籍の編成が始まっており沖縄民政府総務部長から臨時戸籍事務取り扱い要領が各市町村戸籍を手懸けています。一九四六年(昭和二一年)九月一九日にその当時は沖縄民政府といっていますが、沖縄民政府は臨時

、戸籍事務は市町村長が管掌する。戸籍は市町村の区域に現臨時戸籍というものはどういう内容のものであったかという

戦後沖縄における法体系の整備

名前も和名の他にローマ字も書かれ、生年月日も昭和暦ではなる。戸籍の本当の姿というのは現住するものだけを載せるものではない。ところが臨時戸籍はそこに住まっている人だけを載せるよということで、これは当時物資を配給をしていましたので、いわゆる配給台帳というような性格のものでございます。本格的な戸籍簿ではなかったということですね。当時戸籍に基式は、縦書きの様式のものであったけれどとも、臨時戸籍に基式は、縦書きの様式のものであったけれどとも、臨時戸籍に基式は、縦書きの様式のものであったけれどとも、臨時戸籍に基式は、縦書きの様式のものであったけれどとも、臨時戸籍に基づく戸籍簿というようなことから始まり、現住所が記載され、名前も和名の他にローマ字も書かれ、生年月日も昭和暦ではなれ、右前も和名の他にローマ字も書かれ、生年月日も昭和暦ではな名前も和名の他にローマ字も書かれ、生年月日も昭和暦ではな名前も和名の他にローマ字も書かれ、生年月日も昭和暦ではなら、戸籍の本当の表には、中間の本書の様式のは、日間の本書の様では、日間の本書の様ではないます。

の申告になっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛何向ですがね、すべてがそうなっているとはいえないが。本人には仲村さんに変えて、仲村渠という字が読めませんからね、んは仲村さんに変えて、仲村渠という字が読めませんからね、んは仲村さんに変えて、仲村渠という字が読めませんからね、かつの間にか仲村渠さんは仲村さんになる。大工廻(だくじゃいつの間にか仲村渠さんは仲村さんになる。大工廻(だくじゃいつの間にか仲村渠さんは仲村さんになっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛何中になっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛何中になっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛何中になっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛行にないから、私は盛行にないから、私は盛行にないの中になっていますから、誰も戸籍は見てないから、私は盛行にないの中になっている。

なっていますね。臨時戸籍ではこれは追及してどうのこうのと山さんですといえば、そうですかと。勢理客さんは町田さんに

はできませんから、それをそのまま認めております。

いうふうにして改名、改姓が自由に行われていました。んに変えたり、チルー小が春子さんになったりしている。そう市町村長限りでできていた。名前もカマーやタルーから太郎さ若干制限の枠をはめていますけど、改名については甚だしく、こうして改姓した者は後で知事の認可を受けるようにして、

行われていました。

「おったという証拠を持ってくれば改姓させたのですけれの人にこういう姓の人がおったと、私はいま○○だが、祖先はの人にこういう姓の人がおったと、私はいま○○だが、祖先はです。九○%できないのです。復姓に限り、過去の自分の祖先です。です。

す。

作っていかなければならないという苦しい立場にあったわけでなってから不備だらけのものを元にしながら爾後琉球の戸籍をも、当時の実状ではやむを得なかったというわけです。だれも臨時戸籍は、今申し上げましたように不備だらけだったけれど臨時戸籍は、今申し上げましたように不備だらけだったけれどいました。そういうふうにして

す。

(三)

戸籍整備法に基づく戸籍の再製

琉球政府としましては戸籍整備法に基づく戸籍の再製とというこれじゃけしからん、困るじゃないかということになって、

ことに踏み切ったわけです。

で。施行されたのは一九五四年(昭和二九年)三月一日でありま制定したのは一九五三年十一月一六日であります。立法八六号され、機構も整備されました。そこで琉球政府が戸籍整備法をされ、機構も整備されました。そこで琉球政府が戸籍整備法を協時戸籍は臨時応変的な住民把握のためとものであったので、臨時戸籍は臨時応変的な住民把握のためとものであったので、

に申告ができない、手続きができない、どうしてくれるのかと、に申告ができない、手続きができない、どうしてくれるのかと、二月八日には沖縄にまいったのでございます。当時法務局で、三月八日には沖縄にまいったのでございます。当時法務局で、三月八日には沖縄にまいったのでございます。当時法務局で、三月八日には沖縄にまいったのでございます。当時法務局で、三月八日には沖縄にまいったのでございます。私は宮古中央政府の民事課債との立案の端緒を申し上げましょう。私は宮古この戸籍整備法の立案の端緒を申し上げましょう。私は宮古

整備をどうするかを協議し、戸籍の実状を調査しながら、戸籍 やらにゃいかんぞと考えまして、一九五二年三月二一日に美里 ました。しかしながら重要な仕事であるので、十分腰を据えて きつい苦情を受けました。これは大変な職を引き受けたと思い 会というようなものを作って、大いにそこで討論をして、戸籍 うちに、中部地区では非常に熱心になりまして、戸籍事務研究 整備の準備に取り掛かったわけであります。そうこうしている 村役場に中部地区の一市一二村の総務課長を集めまして、戸籍

えて、戸籍整備の準備をしたわけでございます。 する省庁において調査おこないました。そして琉球の実状を訴 しました。法務省、総理府、内閣法制局、その他あらゆる関連 出張いたしまして、約四三日間いろんな法務行政の調査をいた 整備に向けての準備を進めたわけであります。 そうこうするうちに一九五三年二月二一日から私は法務省に

はないから、琉球の市町村長の作った戸籍は法律上認められな リカの占領下の市町村長であって、戸籍法でいう、市町村長で 作っている。沖縄の市町村長は日本の市町村長ではない。アメ をえない実状にありますということで、法務省筋の反対を押し 政府の立場はそうだろうけれども、琉球政府としては作らざる いということで、戸籍整備法を作ることに難渋しました。日本 ところで、日本政府におきましては、法務省が琉球の戸籍を

> 切って、戸籍整備法の作成に着手したわけであります。私は一 て、戸籍整備法起草にとりかかったわけであります。 九五三年五月二八日に戸籍整備法の法令案の起草者になりまし

ことを使うというのはタブーになっていました。沖縄は日本の ば劇的な出来事が起こったわけです。当時沖縄県というような 六日になりますが、中部戸籍事務協議会において、私から言え 私は戸籍整備法立法案を作っている段階で一九五三年六月十

えない。しかし、われわれが戸籍を作る場合においては、どう こで私は、「いや、いろいろ考えられるでしょうけれども、 いうことで、戸籍整備の第一の難関にぶつかったわけです。そ しても最初に戸籍の本籍欄に沖縄県を書かなければいけないと るということが困難であった。日本政府もそういう点は強く言 は認められていませんために、戸籍の本籍欄に沖縄県と表示す 一部であるということを言いながらも、まだまだ法律において

うのを戸籍の本籍欄に書くとしたのですが、この席上で戸籍事 務関係者の各市町村の総務課長なんかは万雷の拍手をしたわけ

縄県と表示することによって、われわれの戸籍が実質的に、 くゆくは、われわれは日本復帰するだろう、そういう場合に沖

から復帰に備える準備になるのだ」ということで、沖縄県とい

です。

沖縄県と書くことによって、ユースカーとの調整の段階で沖

にあります。 神県と書いてあるからダメだ、沖縄県じゃないよと言われれば 神原整備法では沖縄県というのを書くというようになったわけ 大って、われわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 よって、われわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 なって、われわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 なって、われわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 なって、おれわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 なって、おれわれの戸籍整備が実質的に日本に復帰した時に役 がについては大いに迷った。そうかといって書かないことに がについては大いに迷った。 を書くかどう があります。

月十六日に署名をして、そして同日に公布をして、戸籍整備法日、民政府長官の承認を得た上で、行政主席が一九五三年十一月十六誌院において戸籍整備法は可決をされ、一九五三年九月三〇日、立認を得て立法院へ送付しています。一九五三年九月三〇日に行政主席の承会議の了解を得まして、一九五三年八月一〇日に行政主席の承会議の了解を得まして、一九五三年七月二三日には局長

は名実共に日の目を見たわけであります。

それから本格的な戸籍整備が始まったわけであります。とませんから、われわれとしては大丈夫だというようなことで、とかし、アメリカと言えども、アメリカ本国に報告するので、しかし、アメリカが、戸籍整備法は沖縄県と表示することにし今後はアメリカが、戸籍整備法は沖縄県と表示することにし

地の市町村地に送ります。例えば那覇市長が今帰仁村に本籍の

が戸籍を持っていた場合には、その写しを作って、それの本籍 ら行政主席は滅失した戸籍を琉球政府広報に公告します。それ まず市町村長は滅失した戸籍を行政主席に申報します。それか きるわけです。しかしながら、規則や省令とかはできない。戸 から市町村長が保管している戸籍で滅失した市町村内にある者 籍整備法というものの違いは、そこに大きな点があるわけです。 と、法律というものの中には住民に権利義務を課する規定がで 法律とよってという場合は違うわけです。どこが違うかという を申し上げましたように、法務大臣の命によってという場合と、 ように、憲法と法律と政令と規則とは格が違うのだということ おいて、基本的に相異があります。先ほど来、申しております 戸籍整備法という法律という立法の中に規定され、法の形式に とになっているのに対して、戸籍整備法は戸籍の再製手続きは 基づく戸籍再製は法務大臣の訓令によって行なわれるというこ その再製手続きを定めたものであります。しかし、旧戸籍法に 管に関する規定というのがありますが、その特別立法として、 げましょう。戸籍整備法は当時の現行法であった旧戸籍にとっ てかわるものではなく、旧戸籍法の第一五条に戸籍の再製、保 どういうふうになっていたかというと、戸籍整備法の内容、 それでは戸籍整備法の法的な地位というものについて申し上

な記載がある人はその写しを作って、本籍地の市町村長に送り戸籍の除籍簿が保管されます。その除籍簿に基づいて今のよう法律で義務づけるわけです。これが法律というものの力を利用したわけですね。それから法務支局がありますが、そこに大きで義務づけるわけです。これが法律というものの力を利用したわけですね。それから法務支局がありますが、そこにが結婚している場合にはあります。来覇市の人と今帰仁の人ある人の戸籍を持っているとします。那覇市の人と今帰仁の人ある人の戸籍を持っているとします。那覇市の人と今帰仁の人ある人の戸籍を持っているとします。那覇市の人と今帰仁の人ある人の戸籍を持っているとします。

なさいよということを法律で義務づけました。

それから本人申告。本人に滅失した戸籍があれば、必ず申告となさいということです。それから滅失した日現在に、戸籍に付書に書いて届け出るというようなことであります。それから、戸話載されている者は申告書に書いて申告します。それから、戸話載されている者は申告書に書いて申告します。それから、戸話載されている者は申告書に書いて申告します。それから、戸話載されている者は申告書に書いて申告します。それから、戸籍にして資料を集めたのです。

員が任命されます。その三名の委員は申告になった資料に基づそれから各市町村に戸籍調査委員会を置きまして、三名の委

戦後沖縄における法体系の整備

行政主席は戸籍認定委員というものを任命しまして、市町村に報いたします。申報を受けた法務局長は行政主席に具申します。そして異議の申し立てがないと、監督官庁である法務局長に申覧の開始の日から四〇日以内に異議の申し立てをいたします。縦三〇日間一般に縦覧に供します。新聞にも公告いたします。縦

いて、戸籍の調整をいたします。その調整いたしました戸籍は

認定された戸籍の名称、認定年月日、その他必要な事項は告派遣をいたしまして、戸籍を認定させます。

示されます。告示は琉球政府広報でやります。ここで、認定さ

うになっていくわけでございます。れた戸籍は形の上でも内容においても整備された戸籍というふ

球列島を日本本土の一部と認め、琉球住民を日本国民であると称列島を日本本土の一部と認め、琉球住民を日本国民であるとの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる期間の個人の出生から死亡に至るまでの四代一〇〇年にわたる財間の個人の出生から死亡に至るまでの場合といかなければならなかったが、戸籍の抄本はもとより、再製を出る方法を表しているかとなる。

琉球の戸籍整備はこのような困難を克服してなされたものであ私たち戸籍整備立案者は異常なまでに神経を使ったのである。以ます。したがって、本籍の表示を沖縄県とすることについて、民が日本国民であったことについては難色を示していたのであ民が日本国民であったことについては難色を示していたのであいます。したがって、本籍の表示を沖縄県とするこれにのは一九六二年(昭和三七年)三月一九日のケネ認められたのは一九六二年(昭和三七年)三月一九日のケネ

復帰の準備を戸籍の再製を通じて、着実に進めていたわけであ一一月十六日制定された戸籍整備法の立案当時から沖縄の日本した。しかし、戸籍担当事務はそれより一九年前の一九五三年琉球は一九七二年 (昭和四七年) 五月十五日、本土に復帰しま

ります。

でした。
でした。
でした。
でした。
を称でわれわれは新戸籍法に基づく戸籍を整備しなければならないということ
ならない。旧戸籍法はどういうことかというと、戸主を中心と
ならない。旧戸籍法はどういうことかというと、戸主を中心と
ならない。旧戸籍法はどういうことかというと、戸主を中心と
ならない。旧戸籍法はどういうことかというと、戸主を中心と

・ 高いので、新戸籍法ができた後も効力を有すとされています。
 ・ 高い、原則的にはわれわれの戸籍は再製されたのでありましたので、新戸籍法を制定して、それに基づく戸籍をしなければならない」。新戸籍法は一九五六年十二月三○日に公布されまして一九五七年一月一日から施行されています。新戸籍法がわれることになります。そうすると、われわれが作った旧戸籍おに基づいて作られた戸籍は、新戸籍法の中でどういうような効力を有するのかということでありますが、それは新戸籍法が効力を有するのかということでありますが、それは新戸籍法が利を有するのかということでありますが、それは新戸籍法ができた後も効力を有すとされています。
 ・ 当時新戸籍法ができた後も効力を有すとされています。

子ごとに編成するという新しい制度に従ってやってわけであり 整備法に基づいて戸籍は引き続き有効であるということが、法 づいて作られたものだというふうに認めたということで、戸籍 効だと言ったら大変なので、これに作られたのは新戸籍法に基 作ったら相異する面がでてくるので、こういうような戸籍は無 である。新戸籍法に基づいて作った場合は、家をもととして われわれの戸籍も整備されていったということでございます。 れ、家の制度が廃止になりましたので、新民法の線に沿って、 ます。新民法は沖縄においては一九五七年一月一日から施行さ 結局、戸籍整備法というのは、旧法に基づいて作られた戸籍

(五) 福岡法務局沖縄関係戸籍簿事務所の仮戸籍の編製 律上認められたということです。

籍事務所は昭和二三年九月二三日に法務省令で設置され、当年 の一九七二年五月一四日をもって廃止されました。沖縄関係戸 関として、福岡法務局支局として設置されていたが、本土復帰 係戸籍事務所は終戦以来、沖縄の戸籍及び寄留人を取り扱う機 務局内にあった沖縄関係戸籍事務所のことであります。 が、どうしても一言触れておかなければならないのは、福岡法 ○月一日から発足されておりました。その設立の目的は沖縄 琉球の戸籍整備をする上で琉球住民にあまり知られていない 沖縄関

> ここにいろいろな問題が出てくるわけです。取り扱い義務とし され、これが沖縄関係戸籍事務所の発足であります。というこ 関係戸籍業務に対しては、福岡司法事務局長が監督するものと 管掌すべきものは、福岡法務局の支局として設置された沖縄関 に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で、本籍地の市町村長の の機関である福岡法務局長が監督をしておったということです。 とは沖縄の政府は、これには何も監督していません。日本政府 係戸籍事務所が管掌することとなっていました。なお、右沖縄

ては、沖縄の戸籍在籍者が本土におろうと、それから本土外に

おろうと、それに関する戸籍は全部福岡法務局沖縄関係戸籍簿

事務所が作る。そしてそこに対しては沖縄に本籍のある人は沖 縄にいようと、外国にいようと、沖縄の方も当時は日本からい いうのに対して、沖縄の人たちの戸籍は福岡の戸籍事務所で 見を交換しましたが、その時も、私が戸籍整備法を作りたいと した。私が一九五三年度に本土にいった時に法務省の方々と意 所に仮戸籍の申告をして、そこで作るということになっていま えば外国になりますからね、本土におろうと、全部福岡の事務

作っているのだから、沖縄で今更作る必要はないということで

反対されたわけであります。

はないでしょう。私自身が東京で法務省の職員に「じゃー、 ところが、皆さんの戸籍で福岡の戸籍事務所で作っているの 私

戦後冲縄における法体系の整備

といいながら、実は作れないまま、復帰を迎えたわけでありま うにして福岡の戸籍事務所は沖縄の住民のすべての戸籍を作る です。ここに大きな問題が残ったわけであります。そういうふ いうふうになっております。しかし、実際には作れなかったの 本政府が作るからと言っているのです。成程法律の上ではそう うご返事でした。にもかかわらず、沖縄が作る必要はない、日 の戸籍作ってありますか」と問いましたら、作ってない、とい

本におって福岡の戸籍事務所に結婚届けを出しますね、そうす 複する面が出てきます。極端な例でいきますと、復帰直前で日 ます。沖縄の戸籍にもあります。そうすると復帰の時点には重 ば、日本の大学に留学していった人は、向こうの戸籍にも載り 事実上認めて、向こうの戸籍は復帰の時点においては参考にし て下さいということになり、副本を送ったのであります。例え 上認めたわけではないということでした。結局は琉球の戸籍を 結局琉球政府が作っている戸籍を認める。しかし、それは法律 事局長が、わざわざ見えまして、私といろいろ話をしまして、 て復帰を迎えたわけです。沖縄の戸籍については、法務省の民 はあまり役立たないけど一生懸命であった。そういうふうにし い。だから八四%はわれわれが作っているわけです。結果的に 私が調べた数字では、沖縄の戸籍の一六%位しか作っていな

> うのは住民生活に必要なものだし、われわれも大事をとって整 ら、ご自分の戸籍をもう一回見てください。それほど戸籍とい が作った戸籍がもとになりました。皆様方は、明日でもいいか 作ったのであります。そして復帰の時点においては、琉球政府 日本政府との関係、難しい関係を法律的な面も克服しながら 戸籍というのは非常に難しい時代から法務局と民政府との関係 復帰後の戸籍の状況でございます。そういうふうに皆さん方の がきました。資料は市町村長に配り、利用させました。それが しょうということで、戸籍事務については全部向こうから資料 沖縄のものを認めまして、日本のものは遠慮しまして、削りま 時点ではどうなったかというと、その重複するものについては けです。これは非常に困ったことでありました。では、復帰の る、二つできたわけです。そういうことも技術的にはできたわ ます。しかし、福岡にも戸籍があるが、こことの関連は何もな いですからね、向こうでも戸籍の記載ができる、沖縄でもでき 結婚します。できますよ、戸籍というものは重婚を禁止してい ると福岡の戸籍に載ります。何くわぬ顔で沖縄にきて別の女と

復帰前の沖縄法令の復帰後の効力

備をしてきたのでありますから。

べて見ましょう。 復帰後の効力はどうなっているだろうかということについて述

大充頂了文命令、高等弁務言や告・布令よめ力を失いま() 大統領行政命令、高等弁務官布告および布令の失効

す。

引き上げたということで、これらは効力を有しないであろう。づく権限を行使するために作られたものであります。沖縄から大統領行政命令などは、アメリカが沖縄にきまして、占領して、大統領行政命令、高等弁務官布告・布令は効力を失います。

間の協定(沖縄返還協定)の中にはこういうことをいっています。

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との

球住民に対して放棄している。日本がそれにかわって司法・立法住民に対して放棄し、同日、一九七二年五月十五日ですね、日本国の沈めたの規定に基づく米国のすべての権利及び司法上のすべての権に放棄し、同日、一九七二年五月十五日ですね、日本国は琉球に放棄し、同日、一九七二年五月十五日ですね、日本国は琉球に放棄し、同日、公本されて、復帰の日に効力を有した(沖縄返還三月二一日に公布されて、復帰の日に効力を有した(沖縄返還三月二一日に公布されて、復帰の日に効力を有した(沖縄返還三月二一日に公布されて、復帰の日に効力を有した(沖縄返還三月二一日に公布されている。日本がそれにかわって司法・立が住民に対して放棄している。日本がそれにかわって司法・立法は、の第14年を持ち、アメリカを有したわけですが、一九七二年一九七二年五月十五日に効力を有したわけですが、一九七二年

命令は、復帰後、効力を失っていくと考えられるわけでありまませんといっています。立法権を持たない米国の大統領の行政アメリカさんは琉球列島及び琉球住民に対しては立法権はあり

効力をもっていくというのが基本線でございます。うと、これはそうではありません。公序良俗に反しない限りは縄の法律によって行われた行為は、みんな効力がないのかといたいろんな行為、アメリカの法律、それに基づいて作られた沖しかし、ここに難しい問題がある。この間において行なわれ

法・行政の三権を引き受けるということになったわけですから、

なります。

沖縄法令による登記は本土法の登記とみなす

に反しない限り効力を失うことなくいくであろう。しかし、抵 限り、また、琉球政府立法に基づいて行われた行為は公序良俗 がとられていきます。琉球政府立法は、本土法令に抵触しない るわけにいかない。こういうようなものについては慎重な態度 われた行為、そういうようなものも効力を失っていくと解釈す なことで、これも琉球政府の立法も、形の上では立法それ自身 政府が消滅しました。琉球政府立法を作る政府はない。今後作 は効力を失っていくだろうけれども、その法律に基づいて行な 続けていくということもちょっと考えられない。.そういうよう る可能性はない。琉球政府自体がないからあった法律も効力を 琉球政府立法は有効に成立しておりました。ところが、琉球 琉球政府法令の失効並びに法律及び政令による特別措置法

出てくる。それで法律上は、そういうような解釈をはっきりす

そうすると実際行政を行うものについて疑問が生ずる可能性が

るのです。ある面においては抵触する可能性が出てきますね。

るために、こういう措置がとられています。「沖縄の復帰に伴

触するものについては効力を失うということに考えるわけでご

しかし、本土法に抵触しない限り大丈夫であるだろうと申し上 どうなるか、先ほど申しましたように、それは多分公序良俗に げたのだけれども、本土においては不動産登記法というのがあ も反しないから大丈夫であろうというようなことを申し上げま 琉球政府時代、琉球の立法に基づいて作った登記簿、これは

す。 令に基づいて記載された登記とみなすよということに、受入体 登記簿の中に記載されている登記は、日本の不動産登記法の法 土の不動産登記簿に基づいた登記簿とみなしますよ。それから ふうにいっているわけです。だから、沖縄で作った登記簿は本 を除き、本土法令の相当規定による登記簿とみなす。」こういう 過規定処置) 沖縄法令の規定によりした登記は、別段の定め う法務省関係法令の適用の特別処置に関する政令」の第一五条 がある場合を除き、本土法令の相当規定によりした登記とみな に、このように記載しています。「(登記及び登記簿に関する経 沖縄法令の規定による登記簿は、別段の定めがある場合

りますので、復帰の時点においては慎重な態度をとりまして、 失ったのか、効力があるのかと、これは非常に難しい問題であ

ある点においては失効したのだが、他の点については効力を

いろんな特別対策が、措置が講じられています。

ざいます。

四 沖縄法令による戸籍は本土法の戸籍とみなす

ちょっと下、規則の上、そういうもので作ってありますから、別処置等に関する政令」という政令なんです。だから法律の戸籍の方は、「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特

非常に格の高いものです。

一四条に、「(戸籍に関する経過処置)沖縄の戸籍法による戸籍は、戸籍法による戸籍とみなす。」だから沖縄の戸籍法による戸籍は、戸籍は、戸籍は日本の戸籍とみなすというわけで、沖縄の戸籍は、戸籍は、戸籍は日本の戸籍という疑問が起こるかもしらんけれだと書いてないじゃないかという疑問が起こるかもしらんけれども、前にも申し上げましたように、戸籍整備法が後に、沖縄の戸籍法ができた時に、その戸籍法で、戸籍整備法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍は戸籍法に基づいて作った戸籍とみなすということをして、前の方で処置を講じていますから、改めていうまでもなく、ここでの戸籍法の中には、沖縄の戸籍整備法に基づいて作られた戸籍も入るということになって、長年苦労してきた戸籍は日本復帰においては一〇〇%受入られたと、そういうふうになってきたわけであります。どうも長い時間ありがとうござになってきたわけであります。どうも長い時間ありがとうござになってきたわけであります。どうも長い時間ありがとうございないが、戸籍法による戸籍は、戸籍法による戸籍になってきたわけであります。